

令和3年2月22日（月）  
環境森林部自然環境課 青木、間藤  
内線：2873

## 栃木県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス 確定検査陽性について

<環境省、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県同時発表>

栃木県栃木市で、2月15日（月）に回収され、簡易検査で陽性となったハヤブサ1羽の死亡個体について確定検査を実施したところ、本日、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出された旨の報告がありました。

### 1 経緯

- 2月15日（月）
- ・栃木県栃木市でハヤブサ1羽の死亡個体を回収
  - ・栃木県が簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応
  - ・回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 2月22日（月）
- ・農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が確定検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出

### 2 これまでの対応

- (1) 野鳥に係る対応
- ・野鳥監視重点区域における監視を強化（2月16日（火）～）
- (2) 家きんに係る対応
- ・防疫対策会議の開催（2月18日（木））
  - ・県内の全ての家きん飼養者に対し情報提供を行い、注意喚起するとともに、改めて農場への野鳥等の侵入防止対策、消毒実施及び異常家きん発生時の早期通報の徹底を指導

### 3 今後の対応

- ・野鳥監視重点区域における監視強化を継続
- ・環境省と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定やさらなる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定

### 4 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- (2) 周辺地域のみならず県民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いいたします。
- ([https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/2017yachotonosessikata.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf))

**【取材について】**

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

**【参考情報】**

下記のホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

- ・環境省HP ([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html))
- ・群馬県自然環境課HP (<https://www.pref.gunma.jp/04/e2300215.html>)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

